

答申第33号

(諮問第48号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成17年10月17日付けで異議申立人に対して行った一部公開決定処分及び非公開決定処分は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公文書の公開請求

異議申立人は、大分県情報公開条例（昭和63年大分県条例第31号。以下「条例」という。）第6条に基づき、実施機関に対し、平成17年10月3日付けで、「県営ほ場整備事業北江工区3747-1、3776-2、3776-1、3778-1に係る①議事録（換地委員会等）、打合せ等の記録、②換地設計、各筆の換地明細、③登記申請の控え、④清算関係書簿、公告と催告、⑤公告の年月日、換地処分、⑥設計図書（工事発注等）、⑦確定測量図及び地積計算書（測量の実施期間）」を公開請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成17年10月17日付けで、公開決定、一部公開決定及び非公開決定を行い、このうち、一部公開決定及び非公開決定については、それぞれ次のとおりとした。

(1) 一部公開決定（農計第1626-2号）

上記1①の請求に対し権利者会議議事録を、上記1②の請求に対し換地設計、各筆換地等明細書を、上記1③の請求に対し登記申請書（控）を特定した上で、それぞれの文書の一部が条例第9条第1号に該当することを理由に、一部公開決定を行った。

(2) 非公開決定（農計第1626-3号）

県営ほ場整備事業北江工区（国東中部地区3工区）に係る①清算関係書簿については、換地委員会が作成、保管するものであり、不作成又は未取得であること、②公告と催告については、それらを行っていないため、不作成又は未取得であること、③設計図書（工事発注等）並びに確定測量図及び地積計算書については、保存期限が経過し廃棄済であることから、公文書不存在を理由に、非公開決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年12月12日付けで、上記の一部公開決定及び非公開決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てをした。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

一部公開及び非公開決定処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 一部公開決定処分について

「権利者会議議事録」以外で、事業開始から現在までの換地委員会の議事録及び打合せ等の記録の中に県営ほ場整備事業北江工区3747-1、3776-2、3776-1、3778-1に係る記載のある部分の公開を求める。

「登記申請書（控）」に添付した地積計算書の公開を求める。

(2) 非公開決定処分について

換地委員会の作成・保管するものについては、直接換地委員会に公開請求ができるか。国東中部地区3工区を所管する事務所の名称と所在地を教示してもらいたい。

公告と催告を行っていないのは、事業が完了していないためか。

設計図書（工事発注等）、確定測量図及び地積計算書の廃棄年月日と廃棄を定めた法律。ほ場整備事業完了の公告をしていないのに廃棄ができるのか。

3 その他意見について

(1) 工事着工前の原況調査記録及び原況写真を作成し、保存すること。

(2) 異議申立人が平成6年9月7日に提出した原況図で既設の構造物を確認して、付替え及び代替工事の図面を作成し、保存すること。

(3) 工事着工前に設計図書及び(2)の図面を関係者に交付して、説明し、承認を得ること。

(4) 原況を毀す前に境界杭を入れて、関係者の承諾を得ること。

(5) 平成6年6月13日から平成7年12月4日までの間に具体的な話し合い、現地立会を8回行ったので、その内容を議事録に記録しているか、また、未完成の工事は、解散時に清算帳簿に記載しているかは、情報公開がなく不明である。

(6) 工事中に指摘した代替工事及び手直し工事は、現地立会では施行を約束しながら実行しなかった。

(7) 施工図、確定測量図及び町道拡幅図は、保存期間中に何度も請求したが応じなかった。

(8) 第三者に対する配慮があれば、後任に引継ぎを行ったと思うが、本件事案では行われず、担当者が異動したら、それまでの約束はすべて反故になる。

(9) 県営ほ場整備事業の責任はすべて県にある。

第4 実施機関の説明の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 本件公開請求対象公文書の意義、性格等について

本件異議申立ての対象となったものは、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施した県営ほ場整備事業国東中部地区工事の関係資料である。

(1) 換地委員会について

ほ場整備工事の実施に当たっては、誰の土地が、どこに、どれだけの面積で換地され、その土地がどのように利用されるかを換地工区ごとに権利者別に図示及び書面化する必要がある。この作業を換地計画原案の作成という。

換地計画原案は、換地計画の基となる案で権利者に大きな利害関係を及ぼすものであり、権利関係者全員の意見の取りまとめが必要であるが、権利関係者の意見を全て反映した案の作成は困難である。そこで、権利者の中から信頼が厚く、説得力がありかつ公平に物事を処理できる者を換地委員として選任し、任意の自主組織である換地委員会を設立している。

換地委員会は、換地計画原案を作成後、権利者全員を招集して原案を公開し、意見等の必要な調整を行い、関係権利者全員の十分な理解を得た上で、原案を確定する。これらの手続きを経て、県は、ほ場整備工事に着手する。

(2) 「登記申請書（控）」に添付した地積計算書について

県は、ほ場整備工事完了後、換地地区内の新字図作成のため確定測量を実施する。そして、確定測量図を基に換地作業を進め、換地処分公告を経た後、換地処分登記を地方法務局に申請する。しかし、換地処分登記申請書には地積計算書は添付されない。

(3) 「公告と催告」について

換地権利者会議終了後に換地計画の決定公告を、異議申立期間終了後に換地計画を確定し換地処分公告を、換地処分登記を行い、すべての工事終了後に工事完了公告を行う。換地清算金（従前の土地と換地後の土地の不均衡を是正するため受益者間で金銭により精算するもの）は、換地処分公告の翌日確定し、徴収支払いを行う。

(4) 「設計図書（工事発注等）、確定測量図及び地積計算書」について

異議申立人が所有する土地に関連した工事に関する書類である。

2 本件公開請求対象公文書の存否等について

(1) 「換地委員会の議事録及び打合せ等の記録等」換地委員会が作成・管理する文書について

上記1(1)のとおり、権利者で組織された任意の自主組織である換地委員会が作成、管理している文書であって、実施機関が作成し、又は取得したものではない。

(2) 「登記申請書（控）」に添付した地積計算書について

上記1(2)のとおり、換地処分登記申請書には地積計算書は添付していない。したがって、実施機関が作成し、又は取得した文書ではない。

(3) 「公告と催告」について

上記1(3)のとおり、県営ほ場整備事業国東中部地区はすべての工区において、平成13年6月18日に工事を完了し、平成14年12月10日に工事完了公告を行っている。

(4) 「設計図書（工事発注等）、確定測量図及び地積計算書」について

当該文書及び図画を作成する基となった工事等は、平成6年度から平成8年度までの間に4件あり、最も遅い確定測量委託業務も平成9年3月10日に完了している。

県の文書について保存期間の基準を定めたものは、大分県文書管理規程であり、同規程の別表第3「個別事務に係る文書保存期間の基準」によると、「工事の執行に関する文書（設計図書を含む。）」は5年の保存期間となっており、保存期間超過により既に廃棄している。

(5) その他

県営ほ場整備事業国東中部地区の事業完了後、換地委員会は解散し、既に5年経過しているため、同委員会の現状については了知していない。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえ、異議申立てに係る内容について審議した結果、次のとおり判断した。

1 公文書不存在による非公開決定について

実施機関が一部公開決定又は非公開決定を行った文書のうち、異議申立人が異議申立てを行ったのは、以下の文書であると認められる。

- (1) 換地委員会の議事録及び打合せ等の記録等
- (2) 「登記申請書（控）」に添付した地積計算書
- (3) 公告と催告
- (4) 設計図書（工事発注等）、確定測量図、地積計算書

上記文書のうち、(1)については当初の請求である「議事録（換地委員会等）、打合せの等の記録」に対し「権利者会議議事録」のみを特定し、他の文書は保管していないことから一部公開決定を行い、また(2)ないし(4)についてはいずれも保管していないことから「公文書不存在」を理由に非公開決定を行っている。今回の異議申立ての争点は、上記(1)ないし(4)の文書のいずれも実施機関が保管していないことであるが、実施機関が請求のあった公文書を作成していないし、取得していないことから当該決定とした場合と請求のあった公文書は文書保存期間を経過して廃棄したことから当該決定とした場合に分かれる。前者については、作成・取得しなかった経緯や理由を調査した上で判断することとし、後者については、対象公文書の保存期間を確認の上、文書の保管場所を現地確認し現存しないことを確認した上で判断することとする。

2 決定の適否について

異議申立てがあった文書ごとに、以下のとおり実施機関が保管していない理由を中心に、決定の適否について検討する。

(1) 換地委員会の議事録及び打合せ等の記録等

- ① ほ場整備工事の実施に先立ち、従前の土地に対し、どの位置にどれだけの地積のどのような形の換地を指定するかを換地工区ごとに権利者別に図示及び書面化した換地計画原案が作成される。換地計画原案を作成後、関係権利者全員の十分な理解を得た上で、同原案を確定した後、県は、ほ場整備工事に着手することになる。工事が完了後、確定測量が実施され、換地計画原

案を基に換地計画案が作成され、権利者会議の議決を受けて換地計画が確定される。

換地委員会は、換地工区ごとに換地業務を円滑に実施するために任意に設けられた自主組織で、地元の事情に精通した換地委員を構成員としている。換地委員は、上記の換地計画原案を作成するに際しても、各集落の代表として各農家の意向を聴取し、調整を行い、取りまとめている。

- ② 換地委員会は、上記のとおり地元関係者による任意の自主組織であることから、換地委員会の議事録及び打合せ等の記録等は同委員会が作成、管理する文書である。したがって、実施機関が作成した文書ではないし、また換地委員会から取得した事実も確認できないことから、異議申立人の主張する「換地委員会の議事録及び打合せ等の記録等」の存在を確認することはできず「権利者会議議事録」のみを特定して一部公開決定した実施機関の判断は妥当である。

(2) 「登記申請書（控）」に添付した地積計算書

- ① 県は、ほ場整備工事完了後、換地地区内の新字図作成のために確定測量を実施する。すなわち、工事後の一筆地ごとに境界点の位置を定め、これを現地に標示して一筆地の形状及び地積を確定していく。そして、この確定測量図を基に換地作業を進め、換地処分公告を経た後、換地処分登記を地方法務局に申請する。

しかし、換地処分登記申請書には地積計算書は添付されない。換地処分による登記は、一括して多量の登記事務を集中的に処理するため、特殊な登記手続きが採られている。登記申請書の記載事項には、「従前の土地と換地の表示」として、従前の土地及び換地の所在の郡、市、町村及び字並びに地番と従前の土地及び換地の地目及び地積が記載される。しかし、多量であり、書き間違いのミスを防止するために、実務上「換地計画書」の内容である「各筆換地明細」に同内容が記載されていることから、これを援用している。したがって、換地処分登記申請書ではこの地積表示で足り、地積計算書は添付されない。

- ② 上記のとおり換地処分登記手続きにおいて、登記申請書には地積計算書は添付されないことが確認されたことから、実施機関は標記文書を作成していないと認められる。

(3) 公告と催告

- ① 換地権利者会議終了後に換地計画の決定公告（土地改良法第89条の2第4項）を、異議申立期間終了後に換地処分を確定し換地処分公告（同法第89条の2第10項）を、換地処分登記を行い、すべての工事終了後に工事完了公告（同法第113条の2第3項）を行うことになっている。なお、土地改良法には催告制度に関する規定はない。
- ② 本事業においては、換地計画の決定公告を平成13年1月30日に、換地処分の公告を平成13年3月21日に、工事完了公告を平成14年12月10日に行っており、それぞれ同日付けの大分県報に登載されていることが確認された。換地処分公告は換地処分による権利関係を一斉に確定させる効果を持ち、工事完了公告により本事業で計画された工事がすべて完了したことが明示されたものとする。異議申立人の主張には理由がない。

(4) 設計図書（工事発注等）、確定測量図、地積計算書

① 異議申立人が所有する土地に関連した工事に関する書類である。当該工事等は、平成6年度から平成8年度までの間に4件あり、当該工事に関する設計図書はこの時期に作成されたと考えられる。また、確定測量委託業務も工事完了後に発注されており、最も遅いものも平成9年3月10日に完了しており、確定測量図及び地積計算書はこの時期までに作成されたものと考えられる。

一方、県の文書について保存期間の基準を定めたものは、大分県文書管理規程であり、同規程の別表第3「個別事務に係る文書保存期間の基準」によると、「工事の執行に関する文書（設計図書を含む。）」は5年の保存期間となっている。実施機関は、上記文書はいずれも5年間の保存期間を超過しており既に廃棄していると主張している。

② 当審査会は、本件工事が行われた時期については、上記事実を確認した。また、文書管理規程による本件文書の保存年限についても5年であることを確認した。さらに、審査会事務局職員を当該事業の担当部所である東部振興局農林基盤部に派遣し、関係書庫等を調査し、確かに現時点において該当文書が存在しないことを確認した。これにより、実施機関の行った非公開決定は妥当であると考えられる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、第3、3のとおり主張する。

当審査会は諮問した実施機関から独立した第三者たる者をその構成員とし、請求人である県民と実施機関である行政機関の双方から主張を聴取した上で、情報公開請求権を根拠付けた情報公開条例及び情報公開に関する判例等の法規範という社会的ルールに則り、公正に審査を行っているものである。すなわち、当審査会は、情報公開条例等により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の公開決定等について、その公開の適否を審査することを本務とするものであるから、異議申立人が主張する工事实施の要求、新たな工事関係文書の作成や保存要求、過去の事業実施に当たっての職員の対応状況の適否等については、審査の対象外であり判断する立場にはない。

4 結論

以上のとおり、異議申立てのあった文書について存在しないとして、実施機関が一部公開決定及び非公開決定を行ったことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 1月 5日	諮問
平成18年 6月28日	事案審議（平成18年度第3回審査会）
平成18年 7月26日	事案審議（平成18年度第4回審査会）
平成18年 8月30日	答申案検討（平成18年度第5回審査会）
平成18年 9月27日	答申決定（平成18年度第6回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
麻 生 昭 一	弁護士	会長
宇 野 稔	大分大学経済学部教授	会長代行
財 津 功	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	大分合同新聞社取締役編集局長	
矢野目 真 弓	大分県地域婦人団体連合会会長	